

平成 1 9 年 第 3 回

さつま町議会会議録

平成 1 9 年 5 月 1 1 日 開会

さつま町議会

平成１９年第３回さつま町議会臨時会審議結果

平成１９年５月１１日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
議 案 ４ ６	専決処分の承認を求めることについて （さつま町税条例の一部改正について）	19.05.11	19.05.11	承認	
４ ７	専決処分の承認を求めることについて （さつま町国民健康保険税条例の一部 改正について）	〃	〃	〃	
４ ８	専決処分の承認を求めることについて （平成１８年度さつま町一般会計補正 予算(第１２号)）	〃	〃	〃	
４ ９	１８災１６９７号平江線道路災害復旧 工事１９－１工区請負契約の締結につ いて	〃	〃	可決	

平成19年第3回さつま町議会臨時会会議録

○開会期日 平成19年5月11日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（28名）

1番	高 嶺 実樹雄 議員	2番	市 來 修 議員
3番	平 田 昇 議員	4番	新屋敷 浩 議員
5番	肥 後 紀 康 議員	6番	木 下 敬 子 議員
7番	米 丸 文 武 議員	8番	麥 田 博 稔 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	新 改 秀 作 議員
11番	楠木園 洋 一 議員	12番	宮之脇 金次郎 議員
13番	柏 木 幸 平 議員	14番	久 保 道 夫 議員
15番	別 府 静 春 議員	16番	舟 倉 武 則 議員
17番	日 高 政 勝 議員	18番	田 中 伸 一 議員
19番	柳 田 隆 男 議員	20番	山 崎 文 久 議員
21番	岩 元 涼 一 議員	22番	新 改 幸 一 議員
23番	中 尾 正 男 議員	24番	東 哲 雄 議員
25番	川 口 憲 男 議員	26番	内之倉 成 功 議員
27番	木 下 賢 治 議員	28番	濱 田 等 議員

欠席議員（なし）

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 気 純 治 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主幹	原 田 健 二 君	議事係 主査	平木場 達 郎 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
副町長（総務）	宮 之 脇 尚 美 君	税 務 課 長	下 市 真 義 君
副町長（経済）	山 下 彦 志 君	健康増進課長	楠 木 園 建 雄 君
建 設 課 長	脇 黒 丸 猛 君		
耕地林業課長	山 口 良 一 君		
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君		
財 政 課 長	二 階 堂 清 一 君		
工 事 検 査 監	東 幸 治 君		
災害復興対策課長	前 園 義 広 君		
災害復興調整監	坂 元 正 己 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて
(さつま町税条例の一部改正について)
- 第 5 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて
(さつま町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 第 6 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて
(平成18年度さつま町一般会計補正予算(第12号))
- 第 7 議案第49号 18災1697号平江線道路災害復旧工事19-1工区請負契約の
締結について

△開 会 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから、平成19年第3回さつま町議会臨時会を開会します。

△開 議

○議長（濱田 等議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1 「会議録署名議員の指名」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番、市来 修議員及び3番、平田 昇議員を指名します。

△日程第2 「会期の決定」

○議長（濱田 等議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

△日程第3 「諸般の報告」

○議長（濱田 等議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

さつま町議会委員会条例に基づき設置されている各常任委員会の委員及び議会運営委員会委員の任期が、本年5月1日をもって満了したことに伴い、お手元に配布いたしました名簿のとおり、さつま町議会委員会条例第7条第1項ただし書きの規定により、5月2日に指名いたしましたので報告をいたします。

なお、議会運営委員会は、5月10日に開会され、委員長に中尾 正男議員、副委員長に木下 賢治議員が選任された旨の報告がありましたのでお知らせします。

また、議会広報特別委員会委員のうち、市来 修議員、平八重 光輝議員、新改 秀作議員、宮之脇 金次郎議員から、5月1日をもって辞任の届出があり、さつま町議会委員会条例第12条第2項ただし書きの規定により許可いたしました。

後任の委員には、麥田 博稔議員、楠木園 洋一議員、舟倉 武則議員、東 哲雄議員を同条例第7条第1項ただし書きの規定により指名いたしましたので報告します。

これより、各常任委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員長及び副委員長は、さつま町議会委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれの常任委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせることになっております。

委員会の場所を次のとおり定めます。総務常任委員会は第2委員会室、文教厚生常任委員会は第1委員会室、建設経済委員会は議長応接室と定めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前9時35分

再開 午前9時48分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正・副委員長が次のとおり決定した旨、報告を受けましたのでお知らせします。総務常任委員長に柏木 幸平議員、総務常任副委員長に岩元 涼一議員、文教厚生常任委員長に麥田 博稔議員、文教厚生常任副委員長に新改 秀作議員、建設経済常任委員長に東 哲雄議員、建設経済常任副委員長に新改 幸一議員、以上であります。

次に、先ほど議会広報特別委員会が開会され委員長に舟倉 武則議員、副委員長に楠木園洋一議員を選任した旨の報告がありましたのでお知らせします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 「議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（さつま町税条例の一部改正について）」、日程第5「議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（さつま町国民健康保険税条例の一部改正について）」、日程第6「議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度さつま町一般会計補正予算(第12号)）」

○議長（濱田 等議員）

日程第4「議案第46号 専決処分の承認を求めることについて」から日程第6「議案第48号 専決処分の承認を求めることについて」まで、以上の議案3件を一括して議題とします。各議案について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

それでは、提案理由の説明を申し上げます。まず、「議案第46号 専決処分の承認を求めることについて」であります。これは、地方税法等の一部改正に伴い、さつま町税条例の一部改正に緊急を要したものであります。

次に、「議案第47号 専決処分の承認を求めることについて」であります。これは、地方税法等の一部改正に伴い、さつま町国民健康保険税条例の一部改正に緊急を要したものであります。

続いて、「議案第48号 専決処分の承認を求めることについて」であります。これは、平

成 18 年度さつま町一般会計補正予算（第 12 号）について緊急を要したものであります。

以上、3 件につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明をさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○税務課長（下市 真義君）

それでは、議案の説明を申し上げます。46 の 1 ページをお開きいただきたいと思います。専決第 1 号、さつま町税条例の一部改正について。

〔以下議案説明により省略〕

○税務課長（下市 真義君）

次に、47 の 1 ページ。専決第 2 号でございます。さつま町国民健康保険税条例の一部改正について。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（二階堂 清一君）

専決第 3 号、平成 18 年度さつま町一般会計補正予算（第 12 号）について説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 46 号から議案第 48 号までの議案 3 件については、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第 46 号から議案第 48 号までの議案 3 件は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから順番に質疑を行います。まず、「議案第 46 号 専決処分の承認を求めることについて」質疑はありませんか。楠木園議員。

○楠木園 洋一議員

地方税法の一部改正は、いつの時点で改正になったんですか。地方税法が変わったので専決したということですが、いつの時点で。

○税務課長（下市 真義君）

3 月において成立いたしております。

○楠木園 洋一議員

そうだったら、3 月定例会では出せなかったんですか。専決しなくてはいけないということで、できなかったわけですか。

○税務課長（下市 真義君）

法律は成立いたしましても、施行期日がうたわれておりませんので、それを待つということになります。

例年、税条例につきましては、ぎりぎりのところで3月の定例議会にはどうしても間に合わないという長年の地方税法の改正の、国会との絡みをございますけれども、そういった時期でなされているものでございます。

○楠木園 洋一議員

今2ヶ月ほどです、3月からして、専決となると急を要したから、やっぱり専決で処理した方がよいのか、それとも議会で議決してからか、どっちが考えられますか。

専決ですればそれはもう専決でやったことだから、条例では専決で処分できる場合はいろいろありますけれども、どういうふうに考えますか。

○税務課長（下市 真義君）

この条例の施行期日が、4月1日ということでございますので、いわゆる3月末日においては、そういった公布手続を行っていないといけないということでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議を一応中止しておきます。

次は、「議案第47号 専決処分の承認を求めることについて」質疑はありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

先程の説明で限度額が、平成9年以来10年ぶりに改正、53万を56万とありましたが、影響を受ける方がどれぐらいいると思われるのか。

それから、経済情勢を考えて今後やはりそういう56万のところにくる方が増えると見込まれるのかどうか、その辺をお知らせ願いたいと思います。

○税務課長（下市 真義君）

現在の資料は、18年度時点での資料でございますけれども、18年につきましては53万の限度額を超過された方が116世帯ございます。全世帯7,071世帯の割合としては、1.6％でございます。

これで、仮にこの世帯がまるまる3万円を適用された場合には、約348万円の増ということでございますけれども、今、議員のほうから言われたとおり、町民所得も伸び悩みということで、今後はこういった56万円をさらに超えるという方は少ないんじゃないかなろうかというふうに試算しているところでございます。

○麥田 博稔議員

町長にお伺いします。一般質問等でもいろいろと商店街の活性化とか、いろんな話が出てるんですが、国保の財政を考えたときに非常に厳しくなっていくと。

限度額、いままで最高53万払ってた方が、商店街を閉めるとか、いろんなところで影響がでているんじゃないかというふうに思うんです。

ですから、その辺でこの国保税の安定対策として町長はその辺の危機感をどのようにお考えになっているのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（井上 章三君）

いだいま課長のほうから答弁がありましたが、10年ぶりの見直しということの影響が具体的にどんなふうに出てこうとしているのか、それに対する対応をどう考えるべきかということについては、まだ今のところ具体的な検討をしておりませんので、明確な回答はちょっとできないところでございます。

○麥田 博稔議員

やはり、商店街の方がいろんなことで、今度災害もありましたけれども、必ず減っていく傾向にあるんです。湯田にしましても、私の地元は湯田ですけれども、商店がまた1軒なくなりまして、もう1軒もないというような極端にいうと状態に入ってます。

そうなりますと、こういう国保の財政。老人保健につきましては、県下一円でということの後期高齢者になってますけれども、やはり最高限度額を納めている方が商店街の方々が多かったという現実を考えたときに、商店街の振興とか、その辺にも力を入れなければいけない。それと農業振興です。

やはり、農家の方とそれから商店街、そういう方々で国保はなっている現実を考えますと、やはり町の政策というのも、その辺を今後真剣に考えていく必要があるんじゃないかと思えますので、町長に要望をしておきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

本案の審議も一応中止しておきます。

次は、「議案第48号 専決処分の承認を求めることについて」質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、これまで審議を中止しておきました、議案第46号から議案第48号までの議案3件について、一括してほかに質疑はありませんか。平八重議員。

○平八重 光輝議員

一般会計補正予算の10ページの債務の見込み高というのが230億ちょっとになっております。3月議会では240億だったわけですが、10億少なくなっております。

これが増えておれば大変なことだったんですけども、この減った要因とあと公債費比率や改善計画を出されておりましたけれども、その辺の関連はどのようになるのかお尋ねします。

○財政課長（二階堂 清一君）

10ページの地方債残高の関係であります、この表につきましては災害復旧事業で多額の災害復旧事業債をあてにしていたわけでありましたが、補助率増高がだいぶあったということで、国県の補助金が増える、それに比較して地方債が減ることになりますので、230億円という地方債残高ということになります。

当初予算の審議のときには、補助率増高というものが確実な数字で確定しておりませんでしたので、通年の補助の中で起債を計上いたしました。

ですから、補助金が上がった分だけ起債が下がるということで、230億円という下がった

形で地方債残高が計上されております。

それと、実質公債費比率の適正化計画の話であります、18年度お示ししました数字は、借入額が20億円というふうに想定いたしておりましたが、繰越明許費の関係で19年度に送るものもあります。

ですから、19億5,240万円が借入額ということになりまして、20億円枠内には入っております。

○平八重 光輝議員

減った要因は判りましたけれども、あとの5年なり7年なりで改善するんだよというような計画でありましたけれども、その辺は関連は出てきませんか。

○財政課長（二階堂 清一君）

今のところは、19年度当初予算におきましてもお示しました15億円枠内ということで、当初予算の起債借入額を計上いたしておりますが、今後は18年度事業から19年度に繰越明許費を設定しましたので、その分の起債額が今後どうなるのかというのが一つ危惧されます。

それにあわせまして、公定歩合の関係で、借入金に公定歩合そのものが上昇傾向をたどっていくとするならば、やはり少し20年度以降は15億円枠というものも見直していかなければ厳しいのかなという気はいたしております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

11款1項、2項に関係して、18年度の一般会計補正予算についてですが、災害復興に関連してお伺いします。

田畑、農地とか、土木災害について、特に農地につきましては、田植え前ぐらいまでに一応完了するというようなお話だったのですが、その辺の進捗状況がどのようになっているのか。

それから、きょうの南日本新聞の記者の目にも書いてありますけれども、やはり災害を考えたときに昨年の災害がある程度復興されていないと二次災害というか、6月まもなく梅雨時期がきます。その辺の状況がどのようになっているのか、お伺いしておきたいと。

それから、財政課長には一応5月いっぱい18年度閉めきられるわけですが、ほぼ見込みが今度のこの12号で終わっているんじゃないかと思うんですが、その辺の見込みをどのようにお考えなのか、お伺いしておきたいと思います。

○耕地林業課長（山口 良一君）

昨年度の災害によりまして、耕地災害が1,004件発生し、工事を現在進めてきているところですが、その中で約3分の2にあたります650件がすでに完成をいたしております。

残りの3分の1につきましても、すでに発注済みでございまして工期的には6月いっぱいの工期で現在工事を進めております。現在、早期完成を目指して工事も進めておりますので、予定通りいきますと6月中に完成するということでございます。

○財政課長（二階堂 清一君）

18年度の収支見通しの関係でございますが、今、出納整理期間があとわずかということで取りまとめを急いでおりますが、だいたい歳入決算規模を169億ぐらいと、そして歳出決算額を163億円ぐらいというふうに見込んでおりまして、実質収支額を約6億円ぐらいと想定をしております。

○**麥田 博稔議員**

耕地はあったんですが、土木のほうなんかもどうなってるのか。それから、6月いっぱいということで、となると田植え等には影響はないということですね。

それから、6億ぐらいに経常黒字になるということで、基金積立をどれぐらいされるのか、2分の1以上はだとは思いますが、きょうの全協でも6月の補正はないよという話ですが、そういうことで進んでるということですが。

私も今まで思ってたんです、3月当初を組んで6月なんでそう急にぱっちせないかんのかなと、だから6月にないのが本当は当たり前、緊急なことがない以上は、9月ぐらいまではですね。

ですから、3月で当初みておいたときに9月ぐらいまでの予算はびしっと組んであるのが当然で当たり前、特に今年度の場合は、14億いくらの起債もしてますし、あと起債の残りも6千万ちょっとしかない、7千万ぐらいですか、しかないということで逼迫している状況が判るんですけども、その辺の事情もお知らせ願いたいというふうに思います。

○**建設課長（脇黒丸 猛君）**

土木災害の関係でございますけれども、土木災害につきましては、繰越費の関係は93件ございます。道路災44件、それから河川が49件ということで、93件の繰越を行っているわけですが、工期的にも6月いっぱいの6月29日までの工期が大部分でありまして、現在のところ工事につきましては順調に進んでいるということで、6月いっぱい終了するというふうに考えております。

○**財政課長（二階堂 清一君）**

実質収支額を6億円というふうに想定しますと、2分の1ということで約3億円ぐらいの剰余金処分の積立を考えておりまして、そうしますと19年度末財政調整基金がだいたい7億円台にのるものというふうに想定いたしております。

それとあわせて、6月補正の関係であります。確かに当初予算を作った時の財政見通しと今段階での財政見通し、財源見通しといいますか、それは全く変わっていないわけでありまして、変わったとするならばこういった形で繰越金が変わっただけの話であります。

ですから、交付税とか、税収が確定していたわけではないわけでありまして、やっぱり6月補正そのものは災害復旧事業とか、そういった特別な事業は別ですが、一般事業というものは、財源の確定が確実にあってから9月にすべきじゃないかなというふうに考えております。

○**議長（濱田 等議員）**

ほかにありませんか。木下賢治議員。

○**木下 賢治議員**

ただいまの土木災害に関連なんですけれども、減額してあるわけですが、災害発生当時の建設課長にもお願いをしたわけなんですけれども、実際、小災害で採択基準に満たなかった災害箇

所が、当然河川の堤防とか築堤が耕地に流入している現状もあるわけですが、額足らずということで採択ならないものを受益者が大変負担を被っていると現状があります。

それとあわせて、河川災害の中で、見落としといえるべき、大きな災害が、実際、申請があつて仮杭が打つてあるんですけども、上申されていない箇所が数箇所あるようですが、今後の対応になると思いますけれども、この場でそこ辺の対応に対する考え方を聞きたいし、当然県土木に対しての要請を町としてお願いしたいわけですが、そこ辺の取り組みについてもお伺いしたいと思います。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

小災害につきましては、堤防が決壊して田んぼに流入しているところにつきましては、耕地林業課とも打ち合わせしまして、その中で町単でできるところにつきましては、町単でもやっているというところもございます。

ただ、河川災害の場合は、現年災でなければ過年災というのは当然だめでございますので、今年度梅雨時期にどのような災害がおこるか判りませんが、その箇所が増破して例えば60万円とか公共災害にかかるような部分になれば当然町といたしても町河川であれば申請していきたいと考えております。

ただ公共土木災害の場合は、箇所で行く関係で耕地災害と違いまして、耕地災害の場合は、被害額で行く関係で箇所は何カ所でもまた追加もできるわけですが、土木災害は箇所数がまず決定ということになりますので、それから増えた分につきましてはだめになるようでございます。

このようなことから、災害漏れがあつたところにつきましても、増破という形になれば今年度の60万以上であれば公共土木災害にかかりますので、そういうところは申請していきたいということで考えております。

それから、県河川である場合にも地元のほうからそういう要望があれば、県のほうとも十分打ち合わせしながら今後つめていきたいということで考えております。

○議長（濱田 等議員）

川口議員。

○川口 憲男議員

財政課長にもう少し。実質公債費比率の推移を昨年10月お示しいただきまして認識しているわけですが、そこで地方債の借入額ですね、21億1,500万ほどでしたけれども、先程の説明では19億くらいという説明があつたんですが、その関係と。

当面のこの適正化計画、残高が229億ですか、今度の最終補正で230億ぐらいですけども、ちょっと上がってきている傾向です。平八重議員も申されたんですけども、年間的な計画を出されている中で、ここあたりのちょっと計画より上がってきていると思うんです。そこで先の見通しというところを聞きたいと思います。

○財政課長（二階堂 清一君）

最終補正で20億を超す起債ということで実質借入額が19億5,240万円ということで想定しておりますが、繰越明許費を設定しました関係で財源をつけて送ります。ですから、その事業が完全に済んだ段階で借入れをしますので、今年の12月とそういった形で借りる

起債があります。今年の5月30日までは、19億5,240万円借りますので、そこに当然差が出てくると、いうことになります。

今後の将来における実質公債費比率の関係であります。今の段階では決算統計事務を6月から入ります。その確定でもっていろいろな数値が出て行くと思いますが、今想定しておりますのは、あくまでも見込みという形でありまして、もう少し進んでみなければ確実な数字はお示しできません。今のところは去年つくった適正化計画よりも大幅に差が出るということは想定いたしておりません。

18年度の実質公債費比率につきましても、20%台に入っていくのではないかなという数字を想定しております。19%ぐらいが実質公債費比率という形で18年度はなるというふうに想定しておりまして、その後が少し上がっていきますが、当初お示ししました平成24年に18%台にのるという計画はそのまま生きております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。新改幸一議員。

○新改 幸一議員

災害復旧関係についてお伺いしますが、先程からそれぞれ6月いっぱいには工事も終わっていくという答弁もございましたけれども、地元の業者の方に一生懸命頑張ってもらっているというのが基本ではあると思うんです。

建設課関係、それから耕地林業課関係、管内外の業者という方々がどれぐらいの業者が入って仕事をしてもらっているのか、判っておればお示しいただきたいと思います。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

土木災害につきましては、約260件ぐらいあったわけですが、その中で管外の業者がきているか把握はしておりません。

町外であれば、祁答院と入来の一部で17業者であります。

耕地林業課関係の災害につきましても、同じであります。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ただいまの議案3件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号から議案第48号までの議案3件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案3件については承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号から議案第48号までの議案3件は、いずれも承認されました。

△日程第7 「議案第49号 18災1697号平江線道路
災害復旧工事19-1工区請負契約の締結について

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第7「議案第49号 18災1697号平江線道路災害復旧工事19-1工区請負契約の締結について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第49号 18災1697号平江線道路災害復旧工事19-1工区請負契約の締結について」であります。これは、昨年7月の県北部豪雨災害により被害を受けた町道平江線に係る工事請負契約を締結しようとするものであります。

さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、建設課長の方から説明させていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○建設課長（脇黒丸 猛君）

それでは、「議案第49号 18災1697号平江線道路災害復旧工事19-1工区請負契約の締結について」、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第49号については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第49号について質疑はありませんか。宮之脇議員。

○宮之脇 金次郎議員

今、19-1工区の工期の説明があったわけですが、見通しとして18-1工区、18-2工区ですが、だいたいどのぐらいまで期間をかけるのか、全てが完了する期間です。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

18-1工区、18-2工区につきましては、来年の3月10日までの工事でございます。

19-1工区、それとあと19-2工区につきましては吹付けと道路の舗装関係がでてくるわけですが、これにつきましては来年の3月いっぱいということで、全部が終わるのは今のところ来年の3月いっぱいということで考えております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。平田議員。

○平田 昇議員

町内の建設業者と思しき方から、電話で町の工事発注の仕方に対して疑問を投げかけられましたので質します。

町道平江線災害復旧事業は、数工区に分けて発注されてきているが、旧宮之城町時代ならば工事金額からして工事請負業者の枠内に入らないクラスの業者とも契約を結んでいると、そして今回出された契約案件は指名競争の結果として出ている。これをどう解釈すればよいのか。

原則としては指名競争入札だが、ときによって、場合によって、または相手業者によっては発注方式が違うのか、どうも判らないという疑問です。

私もそれを受けて疑問を持ちます。工事の発注方式は、一本化されているのか、いないのか町長に質します。現在の発注方式は一本化されているのかということ。

○町長（井上 章三君）

指名の在り方、また推薦委員会での検討の内容、そして今回の検討の経過というのは、宮之脇副町長のほうが指名推薦委員長ということで全体を仕切っておりますので、副町長のほうから回答させたいと思います。〔「発注方式について最高責任者の町長に聞いているんだ」という発言あり〕

○議長（濱田 等議員）

発言の場合は、許可を得てからしてくださるように。

○副町長（総務）（宮之脇 尚美君）

指名の在り方ということでございますが、今回の提案をいたしております議案につきまして、基本的に指名推薦要領の中では5, 0 0 0万を超えた場合の業者数というのを一応定めてございます。

それについては、1 2社ということで一応設定をいたしております。今ありましたように、その金額を超えて指名をなぜしたかということもあるわけでございますが、現在Aクラスというのが9社しかございません。指名要領の場合には1 2社ということで当然これについては、またそういう部分では、失礼しましたAクラスは7社でございますが、指名推薦要領の中では1 2社以上を標準とするということで定めておりまして、いずれにしてもAクラスが不足しますから5社ほど不足しますので、町外から指名をするということが、基本的にはあるかと思うんですけれども。

今回の工事につきましては、ほとんど切り土が9 0％以上を工事内容としては占めるということでございます。工事内容そのものが、あまりその複雑な工事が伴っていないということでございます。相当、山のほうに迫り込んで階段工をつくっていきます切り土でございます。

そういう部分においては、ほとんど急傾斜事業を経験いたしている業者等がたくさんあるわけでございますが、㊸、Bクラスここら辺については当然そういう金額的には非常に大きくなるわけですが、工事内容そのものについては熟知をされている。技術的には何ら問題はないということで、町内業者だけを㊸、Bを含めて指名をさせていただいたということでございます。

先程、申し上げましたそういう標準的な1 2社以上という指名の数の問題等もございまして、あるいはまた災害直後の復旧への協力そういうものの総体的なその問題等を整理しながら、

指名推薦委員会の中でもこういう決定をさせていただいたということでございます。

○平田 昇議員

私の受けた電話の内容では、ただいま出ましたA、⑥の中にBクラスの業者も入ったじゃないかと、これはこういうやり方でいいのか、こういうその都度変わるような発注方式で今後もいくのか、これに対する疑問です。不満です。そういう投げかけでした。それに教えてください。町長が本当は答えるべきですよね。発注方式の考え方。

○副町長（総務）（宮之脇 尚美君）

まず、町長が決定される前に推薦委員会のほうでは、業者を選定して町長に決定いただくというようなことになるわけですが、これまで町長のほうで町長の考え方で推薦委員会の決定を覆した経緯もございませんし、推薦委員会のメンバーというのは当然、工事担当課長、あるいは私ども副町長二人とも入っておりますが、今後の在り方としてどうかという問題でございます。

いわゆる町内業者の育成という問題については、いろいろ課題があるわけですが、先程申し上げました災害復旧に対する協力、ここら辺についてはかなり負担というのを強いられているところでございます。

いわゆるその町内経済に対する影響というのを考えまして今回の場合は、Bまで含んだ指名をさせていただいたということでございます。

あわせて、先程申し上げましたように工事そのものについては、切り土等がほとんどの工事内容を占めるわけございまして、余り複雑な高度な技術を要するような工事ではないということでございます。

したがって、そういう部分で町内業者だけで指名をさせていただいたということでございます。

今後の見込みでございますが、今回の場合は災害ということで、グループ別に金額を一応撤廃いたしまして、町内業者をA B C分けております。AクラスからBクラスまで全部含めてグループ分けをいたしまして、あと入来、祁答院まで含んでそれぞれA B C D E、5つのグループに分けて、それぞれ通常の災害復旧工事ということで、指名をいたしたところでございます。

また、平江線については、ただいま申し上げました事情でAクラスからBクラスまで指名させていただいたと。

ただ、通常工事につきましては、金額は当然こちらのほうで標準的な金額というのを上限下限設けておりますので、通常工事については、従来通りの指名をしていく予定にいたしていくところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。新改幸一議員。

○新改 幸一議員

ただいまの件でそれぞれ説明があったわけですが、今回、入札執行調書を配付していただきましたが、せっかく配付されるわけですから、こうして入札価格なんかを判ってくるわけなんですけれども、入札月日なり、入札時間、それから設計額そういうところが全然

入ってないわけですが、せっかく配付していただけるのであれば、きちっと全部整理をしてこの金額まで入れて、入札執行調書を我々に配付はできないものかお伺いします。

○工事検査監（東 幸治君）

18災1697の平江線の19-1工区なんですけれども、設計額は7,562万円、予定価格は7,486万2,900円、落札額が7,297万5,000円、落札率が97.48%でございます。入札の執行日は、平成19年4月18日に行っております。

それから、予定価格につきましては、本町におきましては事後公表ということで事前公表はありませんので、事後公表で予定価格の公表をして財政課のほうで一般に供覧しているところでございます。

○新改 幸一議員

今後こういう契約関係のところで、契約議案の場合は入札執行調書を議案と同時に配付するということで、執行部に申し入れをしたということでございますから、せっかくこうして配付されるのであれば、きちっと全部、入札日や入札時間、そういう金銭的な空欄がないように入れていただくように要望をしておきたいと思います。

○工事検査監（東 幸治君）

今の執行調書の内容につきましては、予定価格の事後公表はできますけれども、設計額についてはちょっと公表ができませんので、それを抜いた形の中で入札月日、時間、それから予定価格、入札価格、落札価格という格好で出していきたいと思っております。

○新改 幸一議員

そのことは判るんですが、きょうは入札されましてから、公に出していただけるわけですから、そこらはきちっと入れていただけないものかなと、そこを私は言っているんです。

○議長（濱田 等議員）

申し上げますが、議会運営委員会のほうからも申し出があったと思いますけれども、資料を出していただく場合は、可能な限り、設計額を出せと言う訳ではなくて、日にちとか、あるいは予定価格とかはこういう可能なものは、ちゃんと書いて出してくれと言う要望ですから、そのようにしていただきたいと思います。

ほかにありませんか。中尾議員。

○中尾 正男議員

建設課長にこの工事の範囲内についてですが、図面で赤く色分けがしてあるわけですが、この下のほうに公園があつて、旧道が崩壊して、この道路から今度は下のほうに降りらんと公園に行けないわけですが、この下のほうの取り付けの道路まで含まれた範囲での工事なのか、ちょっと確認をしておきたいと思います。

○建設課長（脇黒丸 猛君）

このふれあいパークの横のほうの下の取り付け道路ですが、これにつきましては国土交通省のほうで直轄ですということでもあります。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

先程の平田議員に対する副町長の答弁についてちょっとお伺いしたいところがあるんです。というのは、私が前、入札価格で、入札率で、99. なんぼというのはちょっとおかしいんじゃないかということで、いろいろ質問しました。

それで、我が町にとっては新聞報道とか、いろいろテレビ等の報道によると95%以上は、談合のおそれがあるというようなことで言われていると、99はあまりにもおかしいということで話をしたときに、副町長はAランクが7社いるけれども、競争を激化させるために、ほかのところも入れて今後は改善すると、ですから7社よりも8社9社10社になったほうが、競争が激しくなってきたら落札率が下がってくるんじゃないかと、いう期待を持っているような答弁もされたというふうに思うんですけれども、その辺はどうか、お伺いいたします。

○副町長（総務）（宮之脇 尚美君）

町内業者の育成というのは従来から議会からもいろいろ要望があったわけですが、今回の場合に工事内容を含めてBクラスまでの指名は問題はないということで、指名していただいたということでございまして、そのようにご理解いただきたいと思います

○麥田 博稔議員

関連してですが、先般も言いましたように今度の97.48ですか、言われたように高いところに高止まりという傾向にあるわけです。

ですから、検査監のほうもいろいろと今後検討すると、というような話もありましたけれども、やはり町内業者の育成、町内の経済の浮揚と、またはそういう公金を使つての工事の在り方、そういう業者の育成、やはり大きな課題だと思うんです。何年か前か県議会のほうに傍聴に行つたときにも、その辺も非常に苦慮されています。

新聞等でみますと、建設業者が農業のほうに参入したり、異業種に出たりと、やはりそういうこともされて生き残りをかけていると。私たち町の方もされているのかもしれませんが、その辺をいろいろ研究して指導していつて育成にも力をいれんないかんし、それから落札率なんかは、いろいろと報道で出たときに95以上はと言われます。

予定価格をしっかりと締めてあればいいんですけれども、その辺は我々が議決してこれぐらいは良いですよとするわけですから、議会に責任もあるわけですし、私たちもまた勉強をしなければいけないところだと思うんですが、専門的なことになりますので、やはりその辺の予定価格の設定、それから今後の業者の育成については、先の国保と重なりますけれども、そこで農業をしながら働いている方とか、いろんなやっぱりいろんな問題に、町内の経済とかいろんなことに関わってきますので、今後は真剣に取り組んで行っていただきたいと、いうふうに要望しておきたいとこのように思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。平八重議員。

○平八重 光輝議員

現在、指名競争入札ですけれども、一般競争入札、電子入札、これが確実に入る時期というのが判っておりますでしょうか。

○工事検査監（東 幸治君）

電子入札につきましては、現在県下49市町村と県と共同開発の中で電子入札の開発を行っておりますが、県については19年度から試行的に運用していくと、ほかについては、20年度から本格運用していこうということで、現在、協議会等ができて打合せ中でもあります。

本町にとりましては、20年の後半ぐらいから何とかそれに向けて頑張っていきたいと、いうことで考えているところでありまして、まずそのためには、工事の監督体制、検査体制、工事成績評定の関係ということで、さつま町でそういう担当する職員が共通認識を持たないと行けないだろうということで、5月17日、県の技術管理課のほうから工事監査官、それから企画指導の主査を呼びまして、延べ約50名ぐらいの職員の研修をしていただくような格好にしております。

なるべくそういう方向に電子入札、それから工事評定の関係をしながら、一般競争入札へ導入していけるような環境を整えていきたいということで考えております。予定では20年度の後半ぐらいになるのかなというふうに予想しております。

○平八重 光輝議員

私は二つ心配をしているんです。一つは今、麥田議員からもありましたけれども、前回の2工区は99.1円。今回は97.いくら。町民の方、何人かですね、新聞、テレビいろんな報道、ワイドショーなんかでも、いっぱい取り上げて皆さんテレビなんかで見ておられます。

そういう中で、異常に高いんじゃないかという話は非常に私も聞いておりますが、それは一生懸命計算された中でされたんでしょうというふうに返事はしております。ソフトが同じものを使っているから同じ金額が出るという話もありましたけれども、それを使えば同じ金額が出るのは判ります。

判りますが、企業努力をしてもらわなければ。競争だから。企業努力をやっぱりしてもらうような体制を持っていかなと、私はそれが心配なんですけれども、町民からそういう声が上がってたくさん強い声になったら、我々もじっとしてるわけにはいけませんから、それも心配なんです。

もう一つ心配なのは、一般競争入札、電子入札になったときに、例えば町外の方がいっぱい来られた場合に参加できるようになった場合に、皆さん負けてしまいますよと、私は言っているんです、知り合いの方には。

99とか出しよったら、よそは高くても92とか3とか、低いところは80円とかあるですよ。

そういう中で、99とか出しよったら、あなたたちはみんな負けてしまいますよと、だから今からそういう勉強をしながら、努力をされませんと大変な時代になりますよと、私は知合いに言っているんですけれども、その辺についてはどのようにお考えですか。

○副町長（総務）（宮之脇 尚美君）

入札の落札率の問題ですが、確かに従来から一定程度の入札率を超えますと談合を疑いがあるとも言われております。これについては、一概に言えないわけでありまして、我々もいろいろこの問題については、現在検討いたしているところですが、例えばその将来的に一般競

争入札になった場合でも、県内の市町村のなかで一般競争入札の取り扱いをいたしている団体もあるわけですが、聞くとところによりますと、やはり制限付きということで市内に本社持つ業者とかそういう制限を設けて、いわゆる指名競争入札に準ずるような形で的一般競争入札を執行されていると、このように聞いているところでございます。

ただ、その私どもも直接、建設業組合、あるいは建友会の皆さんにも申し上げているわけですが、今後こういう体制が整っていくとなりますと当然今、平八重議員から御指摘がございましたような落札率の問題等については、各社が自助努力をされないと当然そういう部分について、町外からの業者が入った場合にどうなるかということについて、非常に私どもも心配しておりますし、またもちろん一番心配されているのは、それぞれの業者でございます。

ですから、自助努力というのは当然あるわけですが、また私どもの予定価格の設定の仕方についても厳しくやっているつもりでございまして、やはりそのいろいろな事情等がございまして、例えば設計の中で全額を標準単価の中でみれないんですけれども、例えば一般管理経費等についても大変な縮減ということで、これについては起債借入、特に単独事業については厳しく設計段階で査定させていただいているところでございます。

また、予算の中でもそういう部分については、ある程度の確保というものがあるわけですが、そういう部分を総合的に勘案しながら、そういう適正な入札の在り方ということについては、今後再度また原点に立ち返って検討する必要があるんだと、いうふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、やはり町内経済の浮揚とそういう公共事業に対する住民の見方というのは、非常にギャップがあるわけですが、そこら辺をどういうふうに整合性を保っていくか、あるいはまた適正な入札の在り方そのものをどういうふうに運営していくかということについては、再度また指名推薦委員会の中でも論議して適正な執行に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。平田議員。

○平田 昇議員

さっきですね検査監ですか、電子入札について平成20年の後半から動いていくと、それには監視体制等も完備しなければならないということも言われましたが、私は町長にそういう政治理念を聞いたかったわけです。そういうものを持ってこうする考えがあるということを示していただきたかった。

○町長（井上 章三君）

この入札の在り方に関しましては、土木関係、あるいは耕地関係の入札には、水道関係もそうですが、町長がこの問題に対していろいろと口を出すということに対して、大変なこの懸念とか、あるいはいろいろと問題になるケースが過去にあったということも一般的にありますので、指名推薦委員会において、それぞれの立場のメンバーが入って指名推薦委員会を構成するわけですが、そこでもって協議をし判断をしていく。そして、いろんな問題に対して検討をしていくということに、私は任せているわけでありまして。

それに対して、ですからその協議がどの程度どういう内容だったかということは、その現場にいませんからよくわからない点がありますが、ただ結果としてのことだけは聞いております。

そういうことで、それぞれの見識を持ったメンバーでもって真剣に、また必要に応じて熱心な検討を加えながら、我が町の入札の在り方について検討していただいておりますから、私はそれを持って進めるということにしております。

そういう点で、いろいろ課題はあると思いますけれども、今後とも真剣な検討しながら町民の皆さんに理解していただけるような、また町の発展にも結びつくようなそういう入札の在り方というのを検討してもらいたいと、いうふうに思っているところです。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。お諮りします。「議案第49号 18災1697号平江線道路災害復旧工事19-1工区請負契約の締結について」は、可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第49号 18災1697号平江線道路災害復旧工事19-1工区請負契約の締結について」は、可決されました。

△閉 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成19年第3回さつま町議会臨時会を閉会します。ご苦勞様でした。

閉会時刻 午前11時4分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 濱 田 等

さつま町議会議員 市 来 修

さつま町議会議員 平 田 昇